

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月9日提出
【計算期間】	第7期中 （自 2020年12月11日 至 2021年6月10日）
【ファンド名】	あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 野村 孝禎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

以下は2021年7月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100％にならない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	779,161,983	98.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,364,977	1.56
合計(純資産総額)		791,526,960	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2015年12月10日）	202,791,230	202,791,230	0.9404	0.9404
第2計算期間末（2016年12月12日）	142,324,949	142,324,949	0.9943	0.9943
第3計算期間末（2017年12月11日）	113,896,444	113,896,444	1.1507	1.1507
第4計算期間末（2018年12月10日）	176,882,420	176,882,420	1.0703	1.0703
第5計算期間末（2019年12月10日）	295,408,716	295,408,716	1.1766	1.1766
第6計算期間末（2020年12月10日）	568,464,103	568,464,103	1.2404	1.2404
2020年 7月末日	450,002,644	—	1.0757	—
8月末日	491,979,771	—	1.1409	—
9月末日	482,106,476	—	1.0989	—
10月末日	493,871,516	—	1.0871	—
11月末日	564,794,991	—	1.2234	—
12月末日	589,077,344	—	1.2553	—
2021年 1月末日	585,413,224	—	1.2923	—
2月末日	623,573,665	—	1.3597	—
3月末日	668,982,149	—	1.4472	—
4月末日	707,172,687	—	1.5001	—
5月末日	732,539,799	—	1.5280	—
6月末日	762,853,599	—	1.5440	—
7月末日	791,526,960	—	1.5369	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	0.0000
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0.0000
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0.0000
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第6計算期間	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	6.0
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	5.7
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	15.7
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	7.0
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	9.9
第6計算期間	2019年12月11日～2020年12月10日	5.4
第7中間計算期間	2020年12月11日～2021年 6月10日	23.9

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	280,772,433	65,122,144	215,650,289
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	41,152,270	113,657,143	143,145,416
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	37,682,524	81,847,896	98,980,044
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	99,557,477	33,273,992	165,263,529
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	123,100,120	37,302,409	251,061,240
第6計算期間	2019年12月11日～2020年12月10日	320,399,851	113,166,134	458,294,957
第7中間計算期間	2020年12月11日～2021年 6月10日	97,713,713	75,691,631	480,317,039

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2020年12月11日から2021年6月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2020年12月10日現在	第7期中間計算期間 2021年 6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,573,948	32,951,246
投資証券	556,565,272	709,507,602
流動資産合計	572,139,220	742,458,848
資産合計	572,139,220	742,458,848
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,779,709	1,842,839
未払受託者報酬	67,045	88,876
未払委託者報酬	1,340,797	1,777,522
未払利息	42	90
その他未払費用	487,524	646,327
流動負債合計	3,675,117	4,355,654
負債合計	3,675,117	4,355,654
純資産の部		
元本等		
元本	458,294,957	480,317,039
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	110,169,146	257,786,155
（ 分配準備積立金 ）	67,205,463	57,101,353
元本等合計	568,464,103	738,103,194
純資産合計	568,464,103	738,103,194
負債純資産合計	572,139,220	742,458,848

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年 6月10日	第7期中間計算期間 自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日
営業収益		
受取配当金	1,796,033	2,657,696
有価証券売買等損益	10,346,790	136,901,634
営業収益合計	8,550,757	139,559,330
営業費用		
支払利息	11,581	12,775
受託者報酬	49,060	88,876
委託者報酬	981,244	1,777,522
その他費用	356,831	646,327
営業費用合計	1,398,716	2,525,500
営業利益又は営業損失（ ）	9,949,473	137,033,830
経常利益又は経常損失（ ）	9,949,473	137,033,830
中間純利益又は中間純損失（ ）	9,949,473	137,033,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,115,326	9,055,269
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,347,476	110,169,146
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,173,047	38,451,319
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,173,047	38,451,319
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,226,470	18,812,871
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,226,470	18,812,871
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	41,459,906	257,786,155

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第6期 2020年12月10日現在	第7期中間計算期間 2021年 6月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 458,294,957口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 480,317,039口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2404円 (10,000口当たり純資産額) (12,404円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5367円 (10,000口当たり純資産額) (15,367円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第6期 2020年12月10日現在	第7期中間計算期間 2021年 6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期	第7期中間計算期間
	自 2019年12月11日 至 2020年12月10日	自 2020年12月11日 至 2021年 6月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	251,061,240円	458,294,957円
期中追加設定元本額	320,399,851円	97,713,713円
期中一部解約元本額	113,166,134円	75,691,631円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
設立	2014年2月4日 資本金2億2,500万円
	2017年5月26日 資本金4億5,000万円に増資

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2021年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	37	149,827,368,211
単位型株式投資信託	10	22,093,082,785
合計	47	171,920,450,996

(3)【その他】

定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2020年 3月31日現在)		当事業年度末 (2021年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		453,969		454,441
前払費用			5,286		6,235
未収委託者報酬			207,130		277,664
流動資産計			666,386		738,342
固定資産					
有形固定資産	1		12,165		12,001
建物		11,850		11,359	
器具備品		314		641	
無形固定資産			3,545		2,560
ソフトウェア		3,545		2,560	
固定資産計			15,711		14,562
資産合計			682,097		752,904
(負債の部)					
流動負債					
未払金			164,711		214,262
未払手数料	2	104,686		141,297	
その他未払金	2	60,024		72,965	
未払費用			7,550		7,416
未払法人税等			4,708		3,030
未払消費税等			13,304		11,893
預り金			30,960		30,208
流動負債計			221,234		266,810
固定負債					
資産除去債務			12,134		12,232
繰延税金負債			3,276		3,155
固定負債計			15,411		15,388
負債合計			236,645		282,199
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			454,548		429,294
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		454,548		429,294	
純資産合計			445,451		470,705
負債・純資産合計			682,097		752,904

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年 3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		896,319		947,369	
営業収益計			896,319		947,369
営業費用					
支払手数料	1	432,928		467,544	
支払投資顧問料		39,995		26,097	
広告宣伝費		5,367		6,782	
調査費		16,887		18,622	
委託計算費		18,745		22,711	
営業雑経費		50,527		52,901	
通信費		3,000		4,414	
印刷費		46,202		47,121	
協会費		1,324		1,365	
営業費用計			564,452		594,660
一般管理費					
給料	1	238,047		234,441	
役員報酬		55,024		45,001	
給料・手当		139,279		149,495	
賞与		43,743		39,944	
法定福利費	1	27,570		27,855	
交際費		1,545		177	
旅費交通費		13,254		1,838	
租税公課		7,261		7,645	
不動産賃借料	1	15,998		15,979	
賃借料	1	4,366		3,495	
固定資産減価償却費		1,630		1,640	
資産除去債務利息費用		97		98	
支払報酬料		6,535		10,252	
消耗品費		1,047		1,189	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		6,069		5,677	
会議費		301		-	
保険料		244		234	
送金手数料		1,575		3,004	
一般管理費計			329,543		317,528
営業利益			2,323		35,180
営業外収益					
受取利息	1	1		2	
雑収入		107		1	
営業外収益計			108		3
経常利益			2,432		35,184
税引前当期純利益			2,432		35,184
法人税、住民税及び事業税	1		3,608		10,051
法人税等調整額			120		120
当期純利益			1,054		25,254

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	453,494	453,494	446,505	446,505
当期変動額							
当期純損失				1,054	1,054	1,054	1,054
当期変動額合計	-	-	-	1,054	1,054	1,054	1,054
当期末残高	450,000	450,000	450,000	454,548	454,548	445,451	445,451

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	454,548	454,548	445,451	445,451
当期変動額							
当期純利益				25,254	25,254	25,254	25,254
当期変動額合計	-	-	-	25,254	25,254	25,254	25,254
当期末残高	450,000	450,000	450,000	429,294	429,294	470,705	470,705

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

金融商品の時価の算定・開示に関し、包括的に会計基準としての手当てがなされたものです。

- ・時価を「出口価格」と定義しています。
- ・時価の算定にあたり、インプットの利用方法を定めています。
- ・インプットに基づき、金融商品の時価をレベル1～レベル3に区分します。レベルに応じた開示項目が求められます。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、評価中であります。

追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	2,289千円	2,249千円

２．関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
流動資産		
預金	136,064千円	119,828千円
流動負債		
未払手数料	40,673	57,863
その他未払金	48,747	53,149

(損益計算書関係)

１．関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	151,471 千円	149,940 千円
給料	238,047	234,441
法定福利費	27,102	27,384
不動産賃借料	15,998	15,979
賃借料	3,265	2,984
受取利息	1	1
法人税、住民税及び事業税	3,240	9,215

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	453,969	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	207,130	-
資産計	661,099	661,099	-
(1) 未払手数料	104,686	104,686	-
(2) その他未払金	60,024	60,024	-
負債計	164,711	164,711	-

当事業年度（2021年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	454,441	454,441	-
(2) 未収委託者報酬	277,664	277,664	-
資産計	732,106	732,106	-
(1) 未払手数料	141,297	141,297	-
(2) その他未払金	72,965	72,965	-
負債計	214,262	214,262	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	-
合計	661,099	-

当事業年度（2021年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	454,441	-
(2) 未収委託者報酬	277,664	-
合計	732,106	-

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	2,311	2,270
未払賞与	13,840	13,382
資産除去債務	3,715	3,745
未払事業税	1,352	883
税務上の繰越欠損金（注2）	33,473	31,980
繰延税金資産小計	54,695	52,263
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	33,473	31,980
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	21,221	20,282
評価性引当額小計（注1）	54,695	52,263
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,276	3,155
繰延税金負債合計	3,276	3,155
繰延税金資産(負債)の純額	3,276	3,155

(注) １．評価性引当額が2,431千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金
が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
評価性引当額	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	11,139	8,740	4,716	7,385	31,980
評価性引当額	-	-	11,139	8,740	4,716	7,385	31,980
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	21.4	3.5
住民税均等割	11.9	0.8
評価性引当額の減少	90.5	6.9
連結納税による影響	11.7	-
その他	0.7	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	143.4%	28.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
期首残高	12,037	12,134
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	97	98
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	12,134	12,232

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	3,240	その他未払金	3,240
							出向者負担金	265,150	その他未払金	45,507
							代行手数料	151,471	未払手数料	40,673

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	9,215	その他未払金	9,215
							出向者負担金	261,826	その他未払金	43,933
							代行手数料	149,940	未払手数料	57,863

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	152,555	未払手数料	11,485

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	121,775	未払手数料	8,747

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
1株当たり純資産額	24,747.30円	26,150.32円
1株当たり当期純利益金額	58.59円	1,403.02円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）		（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	
当期純利益（千円）	1,054		25,254	
普通株主に帰属しない金額（千円）	-		-	
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,054		25,254	
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000		18,000	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松崎 雅 則

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月10日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 松崎雅則 印

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2020年12月11日から2021年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2021年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月11日から2021年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。